

Q 3（料金）

口径別料金体系を採用している水道事業体では、新基準水道メータ導入により給水条例を改正しなければなりませんか。

A 3（料金）

給水条例において、「給水管の口径」という表現で料金に段階を設けている水道事業体については、特に必要はありません。

一方、「メータの口径」という表現で料金に段階を設けている場合においても、通常は「メータの口径」を「給水管との取付け部分の口径」と解し、その理論流量比などにより料金算定を行っていると思われるので、Q 1と同様、新基準水道メータ導入による影響はなく、給水条例の改正は必要ありません。

但し、「口径の概念がなくなる」といったお客さまの誤解などによる混乱の防止等を勘案すると、今後の料金改定の機会などを捉えて「給水管の口径」を基準とした条例上の表現に順次変更していくのが望ましいと考えます。